

消防車両の売却に係る制限付き一般競争入札

入札説明書

壱岐市消防本部総務課
総務課長補佐 岩本 圭助
〒811-5757
壱岐市芦辺町中野郷西触411番地2
TEL 45-3037
FAX 45-0992

入札説明書（消防車両の売却）目次

- 1 制限付き一般競争入札（消防車両売却）等の手続きの流れ・・・・・・・・・・ 3 頁
- 2 入札説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～6 頁
- 3 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）・・・・・・・・・・ 7 頁
- 4 制限付き一般競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）・・・・・・・・・・ 8 頁
- 5 入札書（様式第3号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 頁
- 6 入札辞退届（様式第4号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 頁
- 7 売買契約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～12 頁

【制限付き一般競争入札（消防車両売却）等の手続きの流れ】

入札の公告

【令和8年4月6日（月）】

↓

入札物件公開期間 公開場所

【令和8年4月6日（月）
～令和8年4月10日（金）】

→ 壱岐市芦辺町中野郷西触 411 番地 2
壱岐市消防本部

↓

入札参加資格確認申請書の
提出期限等

【令和8年4月10日（金）正午まで】

→ 壱岐市消防本部総務課

↓

入札 郵送又は持参

【令和8年4月22日（水）正午まで】

→ 壱岐市消防本部総務課

↓

開札

【令和8年4月22日（水）13:30】

→ 壱岐市消防本部総務課

↓

契約締結（落札決定から7日以内）

【令和8年4月28日（火）】

↓

購入代金入金

【引き渡し時期まで（契約締結から20日以内）】

↓

車両の引き渡し 引渡し場所

→ 壱岐市消防本部

入札説明書

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、本入札説明書及び売買契約書を熟読の上で入札してください。

1 売却物件の概要

(1) 物品番号	8 壱消第 2 号
物品名	消防ポンプ自動車
初年度登録年月	平成 1 8 年 9 月
車名	日野
車台番号	X Z U 3 0 4 - 1 0 0 1 8 7 0
型式	P D - X Z U 3 0 4 E
車両定員	6 名
車両重量	4, 1 3 0 k g
車体の大きさ	L 5 3 0 × W 1 8 8 × H 2 4 9 (c m)
排気量	4. 0 0 L
燃料	軽油
走行距離	1 5, 3 1 8 k m
車検期日	令和 8 年 9 月 1 9 日
最低売却価格	有り
その他	・車両は、現状渡しとなります。 ・車両の引き取り及び登録又は解体に係る費用については、すべて落札者の負担となります。

2 売却物件の公開

次のとおり公開します。

日時：令和 8 年 4 月 6 日（月）から令和 8 年 4 月 1 0 日（金）

午前 9 時から午後 5 時まで

場所：壱岐市消防本部（壱岐市芦辺町中野郷西触 411 番地 2）

上記物件の確認をしなくても入札に参加できますが、物件に関するすべての事項を了承されているものとみなします。

ご覧になる場合は、事前に壱岐市消防本部総務課（TEL 4 5 - 3 0 3 7）へご連絡ください。

3 質疑応答

(1) 質疑受付期限

令和 8 年 4 月 2 0 日（月）正午まで

質疑は書面（任意書式）によること。（直接持参又は郵送及び F A X による）

※質疑がない場合は、提出の必要はありません。

(2) 質疑受付場所

壱岐市消防本部総務課（FAX 4 5 - 0 9 9 2）

(3) 質疑回答

令和 8 年 4 月 2 1 日（火）午前 1 0 時

(4) 回答方法等

参加希望者にFAXで回答します。

4 入札参加要件

令和8年度の壱岐市競争入札参加資格名簿の「物品－特殊用途自動車」に登録され、壱岐市内に本店・支店若しくは営業所を有している者

5 入札参加資格確認申請書（様式第1号）の提出期限等

提出期限：令和8年4月10日（金）正午まで必着

提出先：壱岐市消防本部 壱岐市芦辺町中野郷西触 411 番地 2

提出方法：郵送または持参による。

6 入札保証金・契約保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を履行しないときは、契約で定めるところにより履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年3.0パーセントの違約金を徴取する。

8 入札書の提出日時及び場所

日時：令和8年4月22日（水）正午まで必着

場所：壱岐市消防本部（壱岐市芦辺町中野郷西触 411 番地 2）

入札書は、封書に「入札書在中」と朱書の上、郵送または持参にて提出してください。なお、日付は開札（入札）日を記入してください。（様式第3号）

9 開札（入札）日時及び場所

日時：令和8年4月22日（水）午後1時30分

場所：壱岐市消防本部 総務課

10 落札者の決定方法

入札に際しては、最低売却価格を設定しますので、入札の結果、最低売却価格以上で最高の価格をもって応札された方を落札者とします。

落札となる金額を入札した者が複数ある場合は、入札に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定します。

11 契約の締結

落札者は、落札決定後、令和8年4月28日（火）までに、契約を締結しなければならない。

12 購入代金の納入

購入代金を、契約締結後にお渡しする納付書をもって、壱岐市が指定する期日までに納入してください。

13 落札物件の引き取り

- (1) 落札物件は、引き取り期日（令和8年5月29日（金））までにお引き取り下さい。
- (2) 落札物件のお引き取りの際には、その予定日時を事前に壱岐市消防本部総務課までご連絡ください。

14 登録等

(1) 車両を解体処分する場合

契約者は、その責任において契約物件の解体処分を行ってください。なお、永久抹消登録の書面及び解体処分報告書（任意様式）に、解体状況が確認できる写真を添付し、引渡しの日から60日以内に壱岐市消防本部総務課に提出してください。

(2) 車両を登録等する場合

契約者は、その責任において契約物件の登録等を行ってください。なお、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第33条第1項に規定する譲渡証明書等は、契約者の請求に基づき交付します。

消防章、赤色警光灯、サイレンアンプ等の撤去、ボディー文字マーク等の消去を確認できる写真を提出してください。

様式第1号

制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

令和8年 月 日

壱岐市長 篠原 一生 様

住 所
商号又は名称
代表者

印

入札公告のありました下記物品に係る入札に参加する資格の確認を受けたいので、申請します。

記

物品番号
及び物品名

物品番号	物品名

様式第2号

制限付き一般競争入札参加資格確認通知書

令和8年 月 日

様

壱岐市長 篠原 一生

先に申請のありました下記物品に係る入札参加資格について、資格を有することを確認したので、壱岐市建設工事制限付き一般競争入札実施要項第6条の規定に基づき通知します。

記

物品番号
及び物品名

物品番号	物品名

様式第3号

入 札 書

物品番号	※番号ごとに入札書作成
物 品 名	

上記の消防自動車について入札説明書による入札条件を承諾の上、下記の金額で申込をいたします。

入札金額	円
------	---

※入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記入すること。

令和 年 月 日

壱岐市長 篠原 一生 様

(入札者) 住 所
氏 名

印

様式第4号

入 札 辞 退 届

令和8年 月 日

老岐市長 篠原 一生 様

住 所
商号又は名称
代表者

印

下記について、都合により入札を辞退します。

記

物 品 番 号
及び物品名

物品番号	物品名

売 買 契 約 書

物品の売買について、売岐市（以下「売却者」という。）と【落札者】（以下「購入者」という。）とは、売却者が第1条に記載する車両を購入者に売り渡し、購入者が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（1）契約物件

物品番号	物品名
○売消第●号	
○売消第●号	

（2）契約金額 ¥ — ※複数の場合、合計金額

（3）引き渡し場所 売岐市消防本部

（契約保証金）

第2条 契約保証金は免除する。

（代金の納入）

第3条 売払代金の納入は、売却者が発行する納付書により、契約締結の日から起算して20日以内に全額を一括納入しなければならない。

（引 渡）

第4条 車両の引き渡しは、購入者が売買代金の納付を完了した後とする。

2 引渡しの日時等は双方協議の上決定する。

（解除等）

第5条 売却者及び購入者いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手は、いつでもこの契約を解除することができる。

2 第1項の定めによりこの契約が解除された場合において、契約違反者は、その相手方に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

（諸費用の負担）

第6条 次に掲げる費用は購入者の負担とする。

- (1) 永久抹消登録に係る経費
- (2) 車両の運送に係る経費
- (3) その他引き渡しに関する経費

(引渡し後の保証)

第7条 第1条に記載する車両の引渡しは現状渡しとし、売却者は、引渡し後の不調や故障についての保証は一切行わない。

(疑義等の決定)

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

双方は上記契約を履行するため、この契約書を2通作成し、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

壱岐市郷ノ浦町本村触 562 番地
(売却者) 壱岐市
代表者 市長 篠原 一生 印

(購入者) 印